

現行	改正案	備考
<p>第4章 雑則</p> <p>(適用除外) 第21条 法第85条第5項若しくは第6項の規定により許可を受けた仮設建築物又は法第87条の3第5項若しくは第6項の規定により許可を受けた建築物については、第6条の2第1項、第9条及び第14条から第18条までの規定は、適用しない。 (昭46条例14・旧第54条繰上・一部改正、昭54条例24・一部改正、平13条例11・旧第20条繰下・一部改正、平19条例10・平30条例34_____・一部改正)</p> <p>趣旨・内容</p> <p>本条は、法第85条第5項、同第6項、法第87条の3第5項又は同第6項の各規定による許可(以下「許可」という。)を受けた建築物について、条例の附加基準の一部の適用を除外するものです。</p> <p>解説・適用例</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本規定においては、許可を受けた建築物について、条例第6条の2第1項、第9条及び第14条から第18条までの規定を適用しないこととしています。 なお、許可を受けたものについては、法の規定に基づき、法第3章の規定が適用されないことから、同章の規定に関する次の条例の規定も適用されません。 第2条(かど敷地内の建築制限)、第3条(路地敷地内の建築制限)、第4条(敷地の形)、第5条(大規模建築物の敷地と道路との関係)、第6条の2第2項(長屋)、第8条(敷地と道路との関係) <p>第5章 罰則</p> <p>(両罰規定) 第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。</p> <p>趣旨・内容</p> <p>本条は、直接の違反行為者たる業務従事者と法人又は使用者等との双方を罰することを定めたいわゆる両罰規定です。</p>	<p>第4章 雑則</p> <p>(適用除外) 第21条 法第85条第6項若しくは第7項の規定により許可を受けた仮設建築物又は法第87条の3第6項若しくは第7項の規定により許可を受けた建築物については、第6条の2第1項、第9条及び第14条から第18条までの規定は、適用しない。 (昭46条例14・旧第54条繰上・一部改正、昭54条例24・一部改正、平13条例11・旧第20条繰下・一部改正、平19条例10・平30条例34・令4条例25・一部改正)</p> <p>趣旨・内容</p> <p>本条は、法第85条第6項、同第7項、法第87条の3第6項又は同第7項の各規定による許可(以下「許可」という。)を受けた建築物について、条例の附加基準の一部の適用を除外するものです。</p> <p>解説・適用例</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本規定においては、許可を受けた建築物について、条例第6条の2第1項、第9条及び第14条から第18条までの規定を適用しないこととしています。 なお、許可を受けたものについては、法の規定に基づき、法第3章の規定が適用されないことから、同章の規定に関する次の条例の規定も適用されません。 第2条(かど敷地内の建築制限)、第3条(路地敷地内の建築制限)、第4条(敷地の形)、第5条(大規模建築物の敷地と道路との関係)、第6条の2第2項(長屋)、第8条(敷地と道路との関係) <p>第5章 罰則</p> <p>(両罰規定) 第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。</p> <p>趣旨・内容</p> <p>本条は、直接の違反行為者たる業務従事者と法人又は使用者等との双方を罰することを定めたいわゆる両罰規定です。</p>	<p>建築基準法の一部改正に伴う規定整備</p>